

第九六回

参第九号

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二（記号式投票）」を

「第四十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函）

第四十六条の三（記号式投票）」

に、「第六十八条（無効投票）」を「第六十八条（衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票）」に、「第六十八条の二

（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）」を

「第六十八条の二（参議院全国選出議員の選挙における無効投票）

第六十八条の三（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）」

に、「第八十六条の二（被選挙権のない者の立候補の禁止）」を

「第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例）

第八十六条の三（名簿登載者の順位の繰上げ）

第八十六条の四（被選挙権のない者の立候補の禁止）」

に、「第八十七条（重複立候補の禁止）」を

「第八十七条（重複立候補の禁止）

第八十七条の二（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止）

第八十七条の三（参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止）」

に、「第九十二条（供託）」を

「第九十二条（供託）

第九十二条の二（政党その他の政治団体の供託）」

に、「第九十四条 削除」を「第九十四条（名簿届出政党等に係る供託物の没収）」に、

「第九十五条（当選人）」を

「第九十五条（当選人）

第九十五条の二（参議院全国選出議員の選挙における当選人の数及び当選人）」

に、「第九十七条（当選人の繰上補充）」を

「第九十七条（参議院全国選出議員の選挙以外の選挙における当選人の繰上補充）

第九十七条の二（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上補充）」

に、「第九十八条（被選挙権の喪失と当選人の決定）」を「第九十八条（被選挙権の喪失と当選人の決定等）」に、「第二百二十九条 第一百七十八条の二」を「第二百二十九条 第一百七十八条の三」に、

「第六十四条の七（参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例）

第六十四条の八（街頭演説の場合の選挙運動員等の制限）」

を「第六十四条の七（街頭演説の場合の選挙運動員等の制限）」に、

「第七十三条（参議院全国選出議員の候補者の氏名等の掲示）

第七十四条（氏名等の掲載の順序その他掲示の手續）」

を

「第七十三条（削除）

第七十四条（削除）」

に、

「第七十四條の二（氏名等の掲示を中止する場合）
第七十五條（氏名等の掲示に關しその他必要な事項）
第七十五條の二（投票記載所の氏名等の掲示）」

を「第七十五條（投票記載所の氏名等の掲示）」に、「第七十八條の二（選挙期
日後の文書図画の撤去）を

「第七十八條の二（選挙期日後の文書図画の撤去）
第七十八條の三（参議院議員の選挙における選挙運動の態様）」

に、「第七十九條（収入、寄附及び支出の定義）」を

「第七十九條（収入、寄附及び支出の定義）
第七十九條の二（適用除外）」

に、「（第二百一號の五 第二百一號の十一）」を「（第二百一號の五 第二百一號の十
五）」に、「第二百二十八條（投票關涉罪）」を「第二百二十八條（投票干渉罪）」
に、「第二百三十四條（せん動罪）」を「第二百三十四條（せん動罪）」に改める。

第四十六條の二第一項中「前條」を「第四十六條（投票の記載事項及び投函）」に
改め、同條第二項中「第四十六條の二」を「第四十六條の三」に、「無効投票」を「衆議
院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投
票」に、「成規」を「所定」に、「氏名の外」を「氏名のほか」に、「但し」を「ただ
し」に、「第六十八條の二」を「第六十八條の三」に改め、同條を第四十六條の三とし、
第四十六條の次に次の一條を加える。

（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函）

第四十六條の二 参議院（全国選出）議員の選挙の投票については、前條第一項の規定に
かわらず、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に名称が印刷された名簿届出
政党等（第八十六條の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補
の届出等の特例））第一項の届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）並
びに氏名が印刷された第八十六條（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項及び第
二項の規定により届出のあつた公職の候補者のうちその投票しようとするもの一又は一
人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に の記号を記載して、これを投票箱に入れ
なければならない。

2 前項の場合においては、第四十八條（（代理投票））第一項中「当該選挙の公職の候
補者の氏名」とあるのは「 の記号」と、「第四十六條（（投票の記載事項及び投
函））第一項」とあるのは「第四十六條の二（（参議院全国選出議員の選挙における投
票の記載事項及び投函））第一項」と、「第六十八條（（衆議院議員、参議院地方選出
議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票））」とあるのは「第
六十八條の二（（参議院全国選出議員の選挙における無効投票））」と、同條第二項中
「候補者一人の氏名」とあるのは「名簿届出政党等の一又は候補者一人に対して の記
号」と、第四十九條（（不在者投票））第一項中「第四十六條第一項（（投票の記載事
項及び投函））」とあるのは「第四十六條の二第一項（（参議院全国選出議員の選挙に

おける投票の記載事項及び投函)) 」と、同条第二項中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条の二第一項」とする。

- 3 第一項の場合において、 の記号の記載方法、投票用紙に印刷する名簿届出政党等の名称及び公職の候補者の氏名の順序の決定方法、名簿届出政党等の名称を他の名簿届出政党等の名称と識別するために必要な事項並びに名簿届出政党等が解散し、又は目的の変更その他により名簿届出政党等でなくなつた場合及び公職の候補者が死亡し、又は公職の候補者であることを辞したものとみなされた場合における投票用紙における名簿届出政党等及び公職の候補者の表示方法その他必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「困り」を「より」に、「無効投票」を「衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票」に改める。

第五十二条中「氏名」の下に「及び政党その他の政治団体の名称」を加える。

第六十二条第一項中「公職の候補者」の下に「(参議院全国選出議員の選挙にあつては、第八十六条の二(参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例)第一項の届出に係る公職の候補者を除き、名簿届出政党等を含む。)」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「辞したとき」の下に「又は名簿届出政党等でなくなつたとき」を加え、同条第七項中「又は」を「若しくは」に改め、「辞したとき」の下に「又は名簿届出政党等でなくなつたとき」を加え、同条第八項ただし書中「但し」を「ただし」に、「属し」を「属する政党その他の政治団体若しくは同項の規定による開票立会人を届け出た名簿届出政党等」に、「候補者の届出」を「候補者若しくは名簿届出政党等の届出」に改める。

第六十七条中「当つては」を「当たつては」に、「第六十八条(無効投票)」を「次条又は第六十八条の二(参議院全国選出議員の選挙における無効投票)」に改める。

第六十八条の見出しを「(衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票)」に改め、同条中「左の投票」を「衆議院議員、参議院(地方選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、次の各号のいずれかに該当する投票」に、「成規」を「所定」に、「第八十六条の二」を「第八十六条の四」に、「氏名の外」を「氏名のほか」に、「もの 但し」を「もの。ただし」に改める。

第六十八条の二第一項中「前条第七号」を「第六十八条(衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票)第七号」に改め、同条を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の一条を加える。

(参議院全国選出議員の選挙における無効投票)

第六十八条の二 参議院(全国選出)議員の選挙については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの

二 名簿届出政党等でないものの名称若しくは第八十七条の三（（参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止））の規定に違反して重ねて届出をした名簿届出政党等の重ねてされた届出に係る名称又は公職の候補者でない者若しくは第八十六条の四（（被選挙権のない者の立候補の禁止））、第八十七条（（重複立候補の禁止））、第八十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止））若しくは第八十八条（（選挙事務関係者の立候補制限））の規定により公職の候補者となることのできない者の氏名に の記号を記載したもの

三 一投票中に、名簿届出政党等又は公職の候補者に対して、二以上の の記号を記載したもの

四 被選挙権のない公職の候補者に対して の記号を記載したもの

五 投票用紙に記載すべき事項以外の事項を記載したもの

六 所定の の記号の記載方法によらないもの

七 記載すべき事項を自ら記載しないもの

八 何人に対して の記号を記載したかを確認し難いもの

第七十九条第一項中「無効投票」を「衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に、「合せて」を「合わせて」に改める。

第八十条第一項中「立会」を「立会い」に改め、「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、同条第三項中「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加える。

第八十一条第二項中「立会」を「立会い」に改め、「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、同条第三項中「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加える。

第八十六条第四項中「次条及び第八十七条（（重複立候補の禁止））」を「第八十六条の四（（被選挙権のない者の立候補の禁止））、第八十七条（（重複立候補の禁止））及び第八十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止））」に、「参議院議員」を「参議院（地方選出）議員」に改め、「地位にある者」の下に「（以下「代表者」という。）」を加え、同条第五項中「参議院議員」を「参議院（地方選出）議員」に改め、「参議院（全国選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日まで」を削り、同条第九項中「次条又は第八十七条」を「第八十六条の四、第八十七条又は第八十七条の二」に改め、同条第十一項中「公職の候補者」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により届出のあつた公職の候補者」に改める。

第八十六条の二を第八十六条の四とし、第八十六条の次に次の二条を加える。

（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例）

第八十六条の二 参議院（全国選出）議員の選挙については、政党その他の政治団体は、その所属する者（当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。以下同じ。）を公職の候補者としようとするときは、候補者となることについてその者の承諾を得て、前条第一項の期間内に、郵便によることなく、順位を付したその者の氏名を記載した文書

(以下「名簿」という。)で、その旨を選挙長に届け出ることができる。

- 2 前項の規定により一の政党その他の政治団体が届出をすることができる公職の候補者となるべき者の数は、その選挙における議員の定数を超えることができない。
- 3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに公職の候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに政令で定める事項を記載し、当該政党その他の政治団体の代表者が署名し、印を押さなければならない。
- 4 第一項の文書には、次に掲げる文書を添えなければならない。
 - 一 当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書
 - 二 第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第八十七条(重複立候補の禁止)及び第八十七条の二(参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止)の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書
 - 三 第一項の公職の候補者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「候補者の選定」という。)を当該政党その他の政治団体において行う機関の名称、その構成員の選出方法並びに候補者の選定の手続を記載した文書
 - 四 その他政令で定める文書
- 5 第一項の規定により政党その他の政治団体がした届出が第八十七条の三(参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止)の規定に違反してされたものであることを知つたときは、選挙長は、その届出を却下しなければならない。
- 6 第一項の規定により届出のあつた者(以下「名簿登載者」という。)が、第八十六条の四、第八十七条又は第八十七条の二の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、同項の届出のうち当該公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者に係る部分の記載が効力を有しない旨を決定し、当該届出をした名簿届出政党等に、これを通知しなければならない。名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。
- 7 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書を、離党である場合にあつては当該名簿登載者が名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならない。
- 8 名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、郵便によることなく文書で選挙長に届け出ることにより、名簿を取り下げることができる。この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならない。

9 名簿登載者は、第一項の期間の末日までに選挙長に届出をしなければ、公職の候補者であることを辞することができない。

10 前項の届出があつたときは、選挙長は、当該名簿届出政党等にその旨を通知しなければならない。

11 第一項、第八項及び第九項の届出があつたとき、第五項の規定により届出を却下したとき、第六項の規定により決定し、通知したとき又は名簿登載者が死亡し、若しくは第九十一条（（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合））若しくは第百三条（（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例））第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

（名簿登載者の順位の繰上げ）

第八十六条の三 名簿登載者が名簿登載者でなくなつた場合においては、その者の下位の順位を付された名簿登載者の順位は、順次、繰り上がるものとする。

第八十七条の次に次の二条を加える。

（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止）

第八十七条の二 参議院（全国選出）議員の選挙において公職の候補者となつた者は、重ねて、その選挙において公職の候補者となることができない。

（参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止）

第八十七条の三 参議院（全国選出）議員の選挙において、名簿届出政党等は、重ねて、第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の届出をすることができない。

第九十条中「又は推薦届出」を「、若しくは推薦届出をされ、又は第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により公職の候補者として届出」に改める。

第九十一条中「第八項」の下に「並びに第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出の特例））第一項」を加える。

第九十二条中「公職の候補者の届出」を「第八十六条（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により公職の候補者の届出」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（政党その他の政治団体の供託）

第九十二条の二 第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により公職の候補者の届出をしようとする政党その他の政治団体は、二百万円に当該政党その他の政治団体が届出をしようとする公職の候補者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければならない。

第九十三条第一項中「公職の候補者」を「第八十六条（（公職の候補者の立候補の届出

等)) 第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により届出のあつた公職の候補者」に、「左の」を「次の」に、「前条」を「第九十二条((供託)) 」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「公職の候補者が」を「同項の公職の候補者が」に、「及び」を「及び同項の」に改め、「((公職の候補者の立候補の届出等)) 」を削る。第九十四条を次のように改める。

(名簿届出政党等に係る供託物の没収)

第九十四条 参議院(全国選出) 議員の選挙において、名簿届出政党等の得票数が、第九十五条の二第二項に定める基数に当該名簿届出政党等の名簿登載者数を乗じて得た数の十分の一に相当する数に達しないときは、第九十二条の二((政党その他の政治団体の供託)) の供託物は、国庫に帰属する。

2 第八十六条の二((名簿による立候補の届出等)) 第五項の規定により同条第一項の届出を却下され、又は同条第八項の規定により名簿を取り下げた政党その他の政治団体に係る第九十二条の二の供託物は、国庫に帰属する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(参議院全国選出議員の選挙における当選人の数及び当選人)

第九十五条の二 参議院(全国選出) 議員の選挙において、有効投票の総数を当該選挙において選挙すべき議員の数(以下この条において「定数」という。) に一を加えた数で除して得た数に一を加えた数に相当する数以上の得票を得た公職の候補者(名簿登載者を除く。以下次項において同じ。) 又は名簿登載者が一人である名簿の当該名簿登載者を当選人とする。

2 前項の規定により当選人とされた者に係る得票数を除き、各名簿又は公職の候補者の得票数を除して得た数の整数部分の和が、定数から前項の規定により当選人となつた者の数を減じた数に等しくなるような除数のうち最小のもので、有効投票の総数から前項の規定により当選人となつた者の得票総数を減じた数を除して得た数を基準たる数値(以下この条において「基数」という。) とし、基数をもつて各名簿の得票数を除して得た数(端数を切り捨てる。) を各名簿(名簿登載者数が二人以上であるものに限る。) に割り当てられる当選人の数とする。

3 前項の場合において、名簿登載者の数が当該名簿に係る当選人の数に満たないときは、当該名簿に係る当選人の数は当該名簿登載者の数とし、その場合において当選人の数が定数に満たない数について、得票数に比例して、政令で定めるところにより、当選人の数を定める。

4 第二項及び前項の規定により各名簿に係る当選人の数を合算した数を各名簿に係る名簿登載者の当選人となる者の総数とし、当該総数に相当する数の名簿登載者を当選人となるべき順位に従い当選人とする。

5 第一項の規定により当選人とならなかつた名簿登載者が記載されている名簿でその名簿登載者の数が一人であるもの又は公職の候補者(名簿登載者及び第一項の規定により

当選人となつた者を除く。)の得票数で基数に相当する数以上のものを得た者を当選人とする。

第九十六条中「第二百八条((当選の効力に関する訴訟))」を「第二百八条((当選の効力に関する訴訟))第一項」に、「当選人を定める」を「当選人(参議院全国選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等に係る当選人の数又は当選人。以下この条において同じ。)を定める」に改める。

第九十七条の見出しを「(参議院全国選出議員の選挙以外の選挙における当選人の繰上補充)」に改め、同条第一項中「当選人が死亡者」を「参議院(全国選出)議員の選挙以外の選挙について、当選人が死亡者」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「参議院議員」を「参議院(地方選出)議員」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に、「第九十五条第二項」を「同条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上補充)

第九十七条の二 参議院(全国選出)議員の選挙について、名簿登載者である当選人が死亡者である場合、第九十九条((被選挙権の喪失))若しくは第百三条((当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例))第二項及び第四項の規定により当選を失つた場合又はその選挙の期日から在任期間の短い議員の任期が終わる日の前六十日までの間に第二百五十一条((当選人の選挙犯罪による当選無効))の規定により当選が無効となつた場合において、当該当選人に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第九十八条の見出し中「決定」を「決定等」に、同条中「前二条」を「前三条」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に改め、「受けた得票者」の下に「又は名簿登載者」を加え、同条に次の二項を加える。

2 参議院(全国選出)議員の選挙に係る第九十六条((当選人の更正決定))又は前条の場合において、名簿登載者で当選人とならなかつたものにつき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができない。名簿を取り下げる旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに、選挙長にされている場合の当該名簿に係る名簿登載者で当選人とならなかつたものについても、また同様とする。

3 第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例))第七項及び第八項後段の規定は、前項の届出について準用する。

第百条第一項中「第五項」を「第五項及び第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例))第一項」に、「同条」を「第八十六条」に改める。

第百一条第一項中「得票総数」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については第八十

六条（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項及び第二項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票総数並びに各名簿届出政党等の得票総数及び当選人の数）」を加える。

第百三条第二項中「又は第百十二条」を「、第九十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上補充））又は第百十二条」に改め、同条第四項中「又は第百十二条」を「、第九十七条の二又は第百十二条」に改め、「及び第八項」の下に「並びに第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項」を加える。

第百十条第一項中「及び第九十八条」を「、第九十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上補充））及び第九十八条」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百十二条第一項中「参議院議員」を「参議院（地方選出）議員」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に、「第九十五条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（全国選出）議員の欠員が当該議員の選挙の期日から在任期間の短い議員の任期の終わる日の前六十日までの間に生じた場合において、当該議員に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第百十三条第一項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項及び第五項」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会）」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に、「第一項本文」を「同項本文」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百十四条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「申立」を「申立て」に、「第二項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百十五条第五項中「又は第百十二条」を「若しくは第九十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上補充））又は第百十二条」に改める。

第百二十九条中「又は第八項」を「若しくは第八項又は第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項」に改める。

第百三十条第一項中「公職の候補者又は」を「公職の候補者（名簿登載者を除く。）若しくは」に、「その代表者）」を「それらを代表する者）又は名簿届出政党等」に改め、同条第二項中「前項の者」の下に「（名簿届出政党等を含む。）」を加える。

第百三十一条第二項中「その公職の候補者」の下に「（名簿届出政党等にあつては、その名簿登載者）」を、「数」の下に「（名簿届出政党等にあつては、その名簿登載者の数

を乗じて得た数又は二十五を乗じて得た数のいずれか少ない数)」を加え、同条第四項中「設置者」の下に「（選挙事務所を設置する名簿届出政党等を含む。以下次項において同じ。）」を加える。

第百三十八条の三中「公職に就くべき者」の下に「（参議院全国選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数を含む。）」を加える。

第百四十一条第四項中「公職の候補者は」を「公職の候補者（名簿登載者を除く。）は」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 参議院（全国選出）議員の選挙においては、名簿届出政党等は、政令で定めるところにより、政令で定める額（以下この項において「限度額」という。）の範囲内で、第一項第二号の自動車を無料で使用することができる。ただし、当該名簿届出政党等に係る供託物が第九十四条（（名簿届出政党等に係る供託物の没収））の規定により国庫に帰属する場合においては、政令で定めるところにより、当該限度額に当該名簿届出政党等に係る供託物の額に占める国庫に帰属することとなる額の割合を乗じて得た額を、当該限度額から減ずるものとする。

第百四十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「公職の候補者」の下に「（名簿登載者を除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等は、前項第二号の自動車又は船舶及び拡声機の数に、当該名簿登載者の数又は二十五のいずれか少ない数を乗じて得た数の自動車又は船舶及び拡声機を当該名簿登載者の選挙運動のために使用することができる。

第百四十二条第一項第二号中「公職の候補者一人について、通常葉書 十二万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のピラ 三十五万枚」を「公職の候補者（名簿登載者を除く。）一人について、通常葉書 十二万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類のピラ 三十五万枚、名簿届出政党等一について、通常葉書 十二万に当該名簿登載者の数又は二十五の数のいずれか少ない数を乗じて得た数の枚数、当該名簿登載者の数又は二十五の数のいずれか少ない数に二を乗じて得た数の種類以内のピラで中央選挙管理会に届けたもの 三十五万に当該名簿登載者の数又は二十五の数のいずれか少ない数を乗じて得た数の枚数」に改め、同条第七項中「公職の候補者」の下に「（名簿登載者を除く。）又は名簿届出政党等」を加え、「第四項ただし書」を「第五項ただし書又は第六項ただし書」に改める。

第百四十三条第十四項中「公職の候補者」の下に「（名簿登載者を除く。）又は名簿届出政党等」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、衆議院議員及び参議院（地方選出）議員の選挙にあつては第百四十一条（（自動車、拡声機及び船舶の使用））第五項ただし書の規定を、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては同条第五項ただし書又は第六項ただし書の規定を準用する。第百四十四条第一項第一号中「候補者一人について十万枚」を「候補者（名簿登載者を

除く。)一人について十万枚、名簿届出政党等一について十万に当該名簿登載者の数又は二十五の数のいずれか少ない数を条じて得た数の枚数。」に改める。

第百四十九条第一項中「公職の候補者」の下に「(名簿登載者を除く。)」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(全国選出)議員の選挙については、名簿届出政党等は、命令の定めるところにより、名簿登載者の数に応じて命令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、命令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

第百五十条第一項中「当該公職の候補者は、政令の定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九条第一項第一号イに規定する標準放送又は同号ハに規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の放送設備により、公益のため、その政見を」を「当該公職の候補者(名簿登載者を除く。)は、その政見を、名簿届出政党等は名簿登載者の紹介及び政見を、政令の定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九条第一項第一号イに規定する標準放送又は同号ハに規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の放送設備により、公益のため、」に改め、同条第二項中「公職の候補者」の下に「(名簿登載者を除く。)又は名簿届出政党等」を、「同一時間数」の下に「(名簿届出政党等にあつては、名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数)」を加え、同条第三項中「公職の候補者の」を削る。

第百五十条の二中「公職の候補者」の下に「又は名簿届出政党等」を加え、「そこなう」を「損う」に改める。

第百五十一条第一項中「参議院議員」を「参議院(地方選出)議員」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院(地方選出)議員」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百六十一条に次の一項を加える。

5 前四項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙において、名簿届出政党等が選挙運動のために行う演説会(以下「政党選挙演説会」という。)に準用する。

第百六十一条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙における政党選挙演説会に準用する。

第百六十二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙における政党選挙演説会に準用する。

第百六十三条中「公職の候補者は」を「公職の候補者又は政党選挙演説会を開催しようとする名簿届出政党等は」に、「氏名を」を「氏名又は名簿届出政党等の名称を」に改める。

第百六十四条中「公職の候補者」の下に「(名簿登載者を除く。)」を加え、同条に後

段として次のように加える。

名簿届出政党等が政党選挙演説会を開催する場合には、当該名簿届出政党等に
係る名簿登載者の数に相当する回数を限り、同様とする。

第百六十四条の三第一項中「及び個人演説会」を「、個人演説会及び政党選挙演説会」
に改め、同条第二項中「前項」を「政党選挙演説会を開催する場合を除き、前項」に改め
る。

第百六十四条の四中「及び」を「、政党選挙演説会及び」に改める。

第百六十四条の五第二項中「公職の候補者」の下に「又は名簿届出政党等」を加え、
「予め」を「あらかじめ」に改める。

第百六十四条の七を削り、第百六十四条の八を第百六十四条の七とする。

第百六十六条中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、「規定による個
人演説会」の下に「若しくは政党選挙演説会」を加える。

第百六十七条第一項中「参議院議員」を「参議院（地方選出）議員」に、「因る」を
「よる」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二
項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（全国選出）議員の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、名簿届出
政党等の名称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等並びに名簿
登載者以外の公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の
一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

第百六十八条第一項中「公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等」を「選挙公報
に、公職の候補者（名簿登載者を除く。）が氏名、経歴、政見等を、名簿届出政党等がそ
の名称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」に改め、同条第二
項中「字数六百」を「名簿届出政党等につき当該名簿登載者の数に六百を乗じた数の字数
を、名簿登載者以外の公職の候補者については字数六百」に改める。

第百六十九条第二項中「写」を「写し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、名簿届出政党等については、名簿登載者の数に応じて命令で定め
る寸法により掲載するものとする。

第百六十九条第四項中「公職の候補者」の下に「（当該二人以上の公職の候補者がとも
に一の名簿届出政党等に係る名簿登載者である場合を除く。）」を加え、「掲載する場
合」を「掲載する場合、一の用紙に二以上の名簿届出政党等の名称、政見、名簿登載者の
氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は一の用紙に名簿届出政党等の
名称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等並びに名簿登載者以外
の公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合」に改め、同条第五項中「又はその
代人」を「若しくはその代人又は同項の申請をした名簿届出政党等の代表者若しくはその
代人」に改める。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

第七十三條及び第七十四條 削除

第七十四條の二及び第七十五條を削る。

第七十五條の二第一項中「投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者」を「参議院（全国選出）議員の選挙にあつては投票所内の適当な場所に名簿届出政党等の名称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位並びに名簿登載者以外の公職の候補者の氏名の掲示、その他の選挙にあつては投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に公職の候補者」に、「第四十六條の二」を「第四十六條の三」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第二項中「第七十四條第一項（（氏名等の掲載の順序））の規定により定められた順序により」を「いずれの掲載の順序も同一となるように、都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに」に改め、同條第三項を次のように改め、同條を第七十五條とする。

3 公職の候補者若しくはその代人又は名簿届出政党等の代表者若しくはその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

第七十六條後段（各号列記以外の部分に限る。）を次のように改める。

なお、参議院（全国選出）議員の選挙においては、名簿届出政党等はその選択により名簿登載者それぞれにつき、名簿登載者以外の候補者はその選択により、無料で、次の各号のうちいずれか一の号に掲げる券の交付を受けることができる。

第七十六條第一号及び第二号中「当該候補者」を「当該名簿届出政党等又は当該候補者」に改める。

第七十七條第一項中「通常葉書の交付を受けた者」を「通常葉書の交付を受け」に、「証紙の交付を受けた者又は」を「証紙の交付を受け、若しくは」に改め、「片道普通乗車券の交付を受けた者」の下に「又は名簿届出政党等」を加え、「却下され、又は」を「却下され、若しくは」に、「辞したときは」を「辞したとき、又は第八十六條の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第五項の規定により届出を却下され、若しくは同條第八項の規定により名簿を取り下げたときは」に改め、同條第二項中「通常葉書の交付を受けた者」を「通常葉書の交付を受け」に、「証紙の交付を受けた者又は」を「証紙の交付を受け、若しくは」に改め、「片道普通乗車券の交付を受けた者」の下に「又は名簿届出政党等」を、「他人」の下に「（政党その他の政治団体を含む。）」を加える。

第七十八條の二中「掲示した者」の下に「（名簿届出政党等を含む。）」を加える。

第十三章中第七十八條の二の次に次の一条を加える。

（参議院議員の選挙における選挙運動の態様）

第七十八條の三 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、地方選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において全国選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。

第百七十九条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第百七十九条の二 次条から第百九十七条の二までの規定は、参議院(全国選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第百八十条第一項中「但し」を「ただし」に、「その代表者」を「それらを代表する者」に改め、同条第三項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百八十九条第一項中「添附して、左の」を「添付して、次の」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十二条第一項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「、中央選挙管理会にあつては官報により」を削り、「予め」を「あらかじめ」に、「周知させ易い」を「周知させやすい」に改め、同条第三項中「又は中央選挙管理会」を削り、同条第四項中「(参議院全国選出議員については自治省令)」を削る。

第百九十三条中「中央選挙管理会、」を削る。

第百九十四条第一項中「公職の候補者一人につき、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては」を「参議院(全国選出)議員の選挙以外の選挙においては、公職の候補者一人につき、」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百九十五条中「第四十六条の二」を「第四十六条の三」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百九十六条中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十七条の二中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第二百一条の六第一項ただし書中「当該選挙において」を「名簿届出政党等であり又は当該選挙において」に改め、同項第三号中「所属候補者」の下に「(名簿登載者を含む。第四号において同じ。)」を加え、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「所属候補者」とあるのは、「当該名簿届出政党等又は所属候補者」と読み替えるものとする。

第二百一条の七第二項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、「自動車の台数は、所属候補者」の下に「又は名簿登載者」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二百一条の十一第一項中「本章」を「この章」に、「普及宣伝の外」を「普及宣伝のほか」に改め、「選挙運動」の下に「又は名簿届出政党等の選挙運動」を加え、同条第七項中「本章」を「この章」に改め、「所属候補者」の下に「又は名簿届出政党等」を加える。

第二百四条中「公職の候補者」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については、名簿届出政党等を含む。）」を加える。

第二百五条に次の一項を加える。

- 5 参議院（全国選出）議員の選挙については、前三項の規定は適用せず、第一項の規定により選挙の一部を無効とする判決があつた場合においても、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定及び当選人の決定は、当該再選挙の結果に基づく新たな決定に係る告示がされるまでの間（第三十四条（（その他の選挙））第二項本文の規定により当該再選挙を行わないこととされる場合にあつては、当該議員の任期満了の日までの間）は、なおその効力を有する。

第二百八条中「当選をしなかつた者」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については、名簿届出政党等を含む。）」を加え、「不服がある者」を「不服があるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 参議院（全国選出）議員の当選の効力に関し訴訟の提起があつた場合において、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定に過誤があるときは、裁判所は、当該名簿届出政党等に係る当選人の数の決定の無効を判決しなければならない。この場合においては、当該名簿届出政党等につき失われることのない当選人の数を併せて判決するものとする。

第二百九条の二中「且つ」を「かつ」に改め、「第九十五条（（当選人））」の下に「又は第九十五条の二（（参議院全国選出議員の選挙における当選人の数及び当選人））」を、「各候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分」に改める。

第二百七条中「第二百八条」を「第二百八条第一項」に改める。

第二百二十一条第三項第三号中「又は出納責任者」を「若しくは出納責任者又は名簿届出政党等の代表者」に改め、「当該公職の候補者」の下に「又は当該名簿届出政党等」を加え、同項第四号中「又は第二号に掲げる者」を「若しくは第二号に掲げる者又は名簿届出政党等」に改める。

第二百二十六条第二項及び第二百二十七条中「氏名」の下に「又は政党その他の政治団体の名称」を加える。

第二百二十八条の見出しを「（投票干渉罪）」に改め、同条第一項中「関渉し」を「干渉し」に改め、「氏名」の下に「若しくは政党その他の政治団体の名称」を加える。

第二百三十四条の見出し中「せん動罪」を「せん動罪」に改め、同条中「投票関渉罪」を「投票干渉罪」に、「せん動」を「せん動」に改める。

第二百三十七条の二中「第四十六条の二」の下に「（（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函））第二項及び第四十六条の三」を加え、「候補者に対して」を「名簿届出政党等若しくは候補者に対して」に改める。

第二百三十八条の二第一項中「第八十六条第四項（（立候補の届出書の添付書類））」を「第八十六条第四項（（立候補の届出書の添付書類））又は第八十六条の二第四項

((参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出書の添付書類)) に、「添附された」を「添付された」に改める。

第二百三十九条に次の一項を加える。

- 2 名簿届出政党等が第百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、その名簿届出政党等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二百四十条に次の一項を加える。

- 2 名簿届出政党等が第百三十一条第二項 ((選挙事務所の数)) の規定による定数を超え、若しくは第百三十二条の規定に違反して選挙事務所を設置したとき又は第百三十一条第四項の規定に違反して選挙事務所を移動 (廃止に伴う設置を含む。) したときは、その名簿届出政党等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百四十二条中「第百三十条第二項 ((選挙事務所の設置及び異動の届出)) 」を「第百三十条 ((選挙事務所の設置及び届出)) 第一項の選挙事務所について、同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 名簿届出政党等が第百三十条第二項の届出を怠り、又は第百三十一条第五項の規定に違反して標札を掲示しなかつたときは、その名簿届出政党等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百四十三条第六号中「第百四十九条第二項」を「第百四十九条第三項」に改め、同条第八号の四中「又は第百六十四条の七 ((参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)) 」を削り、同条第八号の六中「第百六十四条の八」を「第百六十四条の七」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 名簿届出政党等が第百三十九条、第百四十一条、第百四十二条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十六条又は第百四十九条第二項 ((新聞広告)) の規定に違反して選挙運動をしたときは、その名簿届出政党等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二百四十四条第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 名簿届出政党等が第百七十七条第一項の規定に違反して同項の規定による返還をせず、又は同条第二項の規定に違反して譲渡したときは、その名簿届出政党等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二百五十一条の二に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定は、参議院 (全国選出) 議員の選挙については、適用がないものとする。

第二百五十一条の三中「行なわれた」を「行われた」に、「行なつた」を「行つた」に、「第二百三十九条 ((事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)) 第一号」を「第二百三十九条 ((事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)) 第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、参議院（全国選出）議員の選挙については、適用がないものとする。

第二百五十二条第一項中「その二）」の下に「第一項」を加える。

第二百五十三条の二第一項中「本章」を「この章」に、「第二百五十一条の三（（公務員等の選挙犯罪による当選無効））各号」を「第二百五十一条の三（（公務員等の選挙犯罪による当選無効））第一項各号」に、「第二百三十九条（（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反））第一号」を「第二百三十九条（（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反））第一項第一号」に改める。

第二百五十四条中「本章」を「この章」に、「第二百五十一条の三（（公務員等の選挙犯罪による当選無効））各号」を「第二百五十一条の三（（公務員等の選挙犯罪による当選無効））第一項各号」に、「第二百三十九条（（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反））第一号」を「第二百三十九条（（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反））第一項第一号」に改める。

第二百五十四条の二第一項中「第二百五十一条の二」を「参議院（全国選出）議員の選挙以外の選挙について、第二百五十一条の二」に改め、同条第三項中「参議院（全国選出）議員の選挙については中央選挙管理会、この法律に定めるその他の選挙については」を削る。

第二百五十五条第一項中「第一項」の下に「（第四十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函））第二項の規定を適用する場合を含む。）」を、「候補者一人の氏名」の下に「又は名簿届出政党等若しくは候補者に対して の記号」を、「第二項」の下に「（第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。）」を、「候補者の氏名」の下に「又は名簿届出政党等若しくは候補者に対して の記号」を加え、「本章」を「この章」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「（第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。）」を加え、「投票関渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

第二百六十三条第五号の三中「第四百一条第二項」を「第四百一条第三項」に改め、同条第五号の四中「第四百一条第四項」を「第四百一条第五項及び第六項」に改め、同条第十号中「第二百六十四条の八」を「第二百六十四条の七」に改め、同条第十一号中「第二百七十三条（（参議院全国選出議員の候補者の氏名等の掲示））及び第二百七十五条の二」を「第二百七十五条」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙から適用する。
- 3 この法律の施行に関し必要な経過措置及びこの法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理 由

参議院全国選出議員の選挙の現状にかんがみ、現行の参議院全国選出議員の選挙制度を、政党に所属しない者の立候補等に配慮した拘束名簿式比例代表の方法によるように改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。